



(耕地課の事務)

第九条 耕地課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の施行に関すること。
- 二 土地改良区との連絡に関すること。
- 三 耕地事業の資金に関すること。
- 四 耕地事業の資機材に関すること。
- 五 耕地事業の調査及び計画に関すること。
- 六 土地改良事業に関すること。
- 七 耕地の災害復旧事業に関すること。
- 八 その他耕地事業に関すること。

附則

この条例は、公布の日から施行する。